

平成27年11月18日

福島県水田畑作課

喜多方市（旧熊倉村）における緊急時モニタリング検査前の 小豆の出荷について

喜多方市（旧熊倉村）において、放射性物質の緊急時モニタリング検査で出荷の可否を判断する前に小豆を出荷するという事案が発生しました。

県は、当該小豆を販売した手づくり市「くまさん」（以下、「くまさん」という。）（女性高齢者の生産者24名で構成され、季節開設（5～11月、毎週火、木、土、日）されている。今年については11月22日で閉鎖する予定）に対して、当該小豆の全量を回収するよう要請しました。

記

1 経緯

- (1) 県は、11月9日に発生した同種事案を受け、11月17日までを期限として、県下一斉に個別巡回による指導を開始しました。その結果、平成27年11月17日に「くまさん」を巡回調査で訪れた県会津農林事務所職員が、県が行う放射性物質の緊急時モニタリング検査前に当該地域で生産された小豆が販売されている事実を把握しました。
- (2) 「くまさん」では、生産者1名から11月12日に小豆を500g入り小袋で2袋、250g入り小袋4袋の合計6袋荷受し、そのうち250g入り小袋4袋が販売されていました。
- (3) 「くまさん」には、当該小豆は県が行う放射性物質の緊急時モニタリング検査実施前の地域で生産された豆類であることを伝え、売り場から撤去するとともに、消費者に販売した商品を自主回収するよう要請しました。
- (4) 「くまさん」の店頭で陳列されていた当該小豆の放射性物質検査を本日、農業総合センターのゲルマニウム半導体検出器で実施したところ、放射性セシウムは検出されませんでした。
- (5) 「くまさん」では、店内に当該小豆の回収を行う旨の掲示を行い、自主回収しています。

2 事案発生の原因

生産者（直売所も運営）が、今年2月の緊急時モニタリング検査の結果により、当該地域の平成26年産小豆の出荷が可能となったことから、平成27年産についても検査を完了し、出荷できるものと誤認したことが原因です。

3 今後の対応

県では、11月18日に開催した緊急対策会議において、関係者に改めて緊急時モニタリング検査前の豆類の荷受をしないよう徹底を図りましたが、今後は、県農林事務所が卸売市場の流通業者やJA・直売所等に対して毎週定期的に出荷可能となった旧市町村の情報を提供するとともに、荷受け・販売の状況をチェックすることにより、再発防止を図ります。

4 当該小豆の回収に係る情報提供のお願い

県は、放射性物質検査前の地域の小豆が検査前に出荷された事案を受け、関係者と連携し、当該小豆の自主回収に取り組んでいます。

「くまさん」から喜多方市（旧熊倉村）産の小豆を購入された方は、下記までお申し出ください。

【連絡先】 手づくり市「くまさん」 （電話番号：0241-25-7664）

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課 松浦

電話：024-521-7359 内線：3201